

＜業者のみなさまへ＞

筑後市役所 契約管財課

○ 物品に関する入札・見積合わせにおける同等品の取扱いについて

入札（または見積合わせ）の仕様書等に例示品として示したメーカー・型番の品目の他に「同等品可」とされた品目について、それと同等以上の品目（以下「同等品」という。）で入札（または見積もり合わせ）に参加することができます。この場合、事前に次の手順で担当課へ同等品の確認を行ってください。

事前に確認を受けていない同等品で見積り、落札候補者となった場合、その物品で契約を締結することができない場合がありますので必ず事前に確認してください。

〈同等品の定義〉

同等品とは、仕様書に記載する規格（形状、材質、大きさ等）・品質・性能が例示品と同等以上であって、メーカーの既製品を基本とするものとします。

〈同等品の確認方法〉

同等品での入札（または見積合わせ）に参加を希望する場合は、仕様書に定められた期限までに、次の書類を担当課(発注課)へ提出してください。

- (1) 同等品確認書
- (2) 同等品の規格、性能、価格等が確認できるカタログの写し

〈同等品可否決定の通知〉

担当課にて同等品確認書及びカタログの写しにより一斉に審査を行い、確認書の「確認」欄に、同等品と認める場合は「認定」に、認めない場合は「不認定」にマークをして、入札の場合は契約管財課より全業者に同様の回答（FAX）をいたします。見積合わせの場合は担当課から回答します。

なお、審査結果が回答期限までに届かない場合は、契約管財課（☎0942-65-7067）または担当課にご確認ください。

（※例示品で入札・見積合わせに参加する場合は、この手続きは不要です。）